「自然体になりたい
ー佐々木新一弁護士喜寿記念誌」を発刊しました

このたび、埼玉東部法律事務所の創設者であり、現在も事務所に所属する佐々木新一弁護士の喜寿を記念し、「自然体になりたいー佐々木新一弁護士喜寿記念誌」を発刊しました。佐々木弁護士がこれまでに手掛けた労働事件や医療事件といった裁判事件をはじめ、現在まで携わっている特徴的な活動を掘り下げたインタビュー、佐々木弁護士と親交の深い先生方からの御寄稿、過去に佐々木弁護士が執筆した寄稿や事務所だよりの資料等を、懐かしい写真とともに編集したものです。東武スポーツ労働訴訟や９条俳句訴訟など、耳目を集めた著名事件の裏側も（話せる範囲で）盛り込みました。表題の「自然体になりたい」は、佐々木弁護士の過去の寄稿の一文から引用しています。

もともとは、佐々木弁護士が取り組んできた事件の記録化を目的としていたものですが、原稿が形になるに連れて、次第に佐々木弁護士が歩んできた弁護士人生の成果を再認識し、その一端でも次世代に伝えることを目指す内容になりました。佐々木弁護士がたくさんの人々に与えた影響や、それに裏付けられた人脈の広さに、改めて驚かされる編集作業でした。

現在埼玉東部法律事務所に所属する弁護士だけでなく、過去に所属していた弁護士や、自由法曹団で活動を共にした埼玉弁護士会の先生方からも、たくさんの御寄稿を頂戴しました。唐突な依頼にもかかわらず、全員からご快諾をいただけましたこと、この場を借りて、心より御礼申し上げます。

佐々木弁護士を知る方はもちろん、そうでない方にとっても、その人柄や経験を知るうえでとても興味深い内容になったと自負しています。数に限りがありますが、ご提供することも可能ですので、冊子の送付をご希望の方は、当事務所までお問い合わせください。

弁護士　斉藤　耕平

information

法律相談

当事務所では毎日法律相談を実施しています。
当事務所をはじめてご利用される方は、ご相談（30分）無料です（２回目以降のご利用・継続相談の場合は、30分5,500円（税込）を承ります。お気軽にご相談ください。
お電話にてご予約をお願い致します。

◆電話番号◆ **048-965-2600**
◆受付時間◆ 9：15～18：00
（土日祝日を除く）
◆相談時間◆ 平日
①10：00～ ②11：00～
③13：30～ ④14：30～
⑤15：30～ ⑥16：30～
夜間をご希望の方
（火・木曜日のみ）
①18：30～ ②19：30～
※各相談時間は30分程度を予定しています。

・キッズスペースをご用意しております。お子様連れの方も安心してご相談ください。
・ホームページも充実させておりますので、是非ご覧ください。
・メールでの法律相談受付もしています。ホームページをご確認ください。

埼玉東部法律　検索

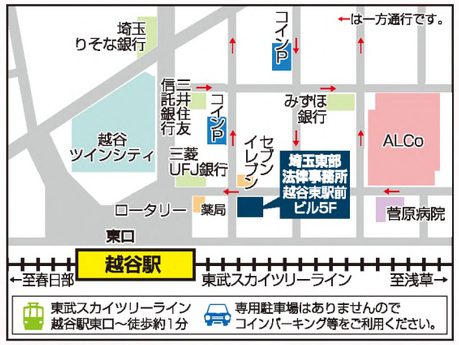

〒343-0816
埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階

埼玉東部法律事務所

vol.47
2024.1

CONTENTS

●弁護士近況
●コラム：埼玉県議会虐待防止条例「改正」問題を振り返る
●特　集：相続手続きの基礎・遺言制度の豆知識

Photo：Shinichi Kawasaki

初春の候、みなさまにはご壮健にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵攻が未だ収束の兆しを見せない最中、イスラエル政府地上部隊によるガザ地区侵攻の緊張が高まるなど、国際平和情勢がいっそう大きく揺らぐ事態に陥っています。報道で現地の悲惨な状況を目にする都度、武力による紛争解決がいかに愚行であるかを痛感する毎日です。決して対岸の火事と捉えることなく、戦争の犠牲になる人々をなくすための大きな声を世界中から上げていくことが必要な時代になったと感じています。

日々、地域の中小企業や市民のみなさまからご相談・ご依頼をいただいてきた当事務所は、昨年、創設者である佐々木新一弁護士が喜寿を迎えるなど、大きな節目になりました。創設４３年目を迎える今年は、所属弁護士が決意を新たに、さらに活躍できる場の拡大を模索し、みなさまのお役に立てるよう尽力する所存です。今後とも、変わらぬお力添えを賜りますよう、何卒、お願い申し上げます。

運営委員長　弁護士　斉藤　耕平

弁護士　佐々木新一　　弁護士　小木　出
弁護士　山越　悟　　弁護士　北川　浩司
弁護士　池永　知樹　　弁護士　野口　千晶
弁護士　川﨑　慎一　　弁護士　根本　明子
弁護士　田中　浩介　　弁護士　古谷　直樹
弁護士　斉藤　耕平　　事務局一同

まだ動くつもりです。よろしくお願いします。

弁護士
佐々木 新一
Sasaki Shinichi

昨年弁護士会の会費や自由法曹団の団費が免除される年齢に至りました。まだ体が動くのは感謝です。自宅と事務所のパソコンの連結ができるようになりましたので自宅で起案する機会が増えましたが、仕事を卒業した訳ではありません。まだ動くつもりです。

また事務所の後輩たちのご尽力によって私の喜寿記念誌を作成していただき大変感謝しております。取り立てて誇るべきものはなく、ここまでやれてこれただけが取り柄ですが、それでも何か残せるものが出来て幸いです。敗戦の翌年にうまれ、節目の時々に「戦後ッ子なになに」と言われ、苦労する両親を見ながら育ち、1960年代後半に学生生活を送り、そこで決めたささやかな決意にそって今日までやってきました。ウクライナやパレスチナの惨状を見つつ、正義は必ずしも勝つ訳ではないと受け止めつつ、無力感や諦念を戒めています。

現在は常に「引退」の文字と相談事になりますが、まだすべきことは山積みでしょうから、人様の迷惑にならない範囲で参加できることを選びながらの日々を進みます。今年もよろしくお願いします。

ご　挨　拶

弁護士
山越　悟
Yamakoshi Satoru

昨年11月に大腸憩室出血でまた入院しました。この機会にと思って持ち込んだ本は、J.S.ミル（関口正司）、実験の民主主義（宇野重規）、戦争と人類（グウィン・ダイヤー）です。結局のところ、興味のあることは、10年前に入院したころとほとんど変わらない。かといって、それぞれのテーマについて、深い理解に達したわけでは全くない。凡夫として、功利主義が基本的に好きで、民主主義も好きで、平和主義も好きで、そのまわりを回っているのだと思います。自分が生きやすい主義なのだとも思います。

個人の強さ・能力に大差がなく、大方の人間の感じ方が極端に違うわけでもなければ（功利主義）、統合の仕組みとして平等主義や民主主義が合っているのだと思います。今でも一夫一婦制が多いということは、人間の男女が基本的には平等志向なのだと思います（戦争と人類）。

もっとも、人間に大差がないという前提は揺れています。市場のグローバル化は格差を広げています。ハイテク化は究極的には人間の持って生まれた能力差を無にするのでしょうか。

「ポストコロナ」時代における司法

弁護士
池永　知樹
Ikenaga Tomoki

2020年3月にWHOがパンデミックを宣言してから、約4年が経ちました。パンデミックは終わりましたが、司法の世界に残った遺産として、コロナ禍で登場したウェブ裁判があります。特に近時は、新件裁判はウェブでの実施が潮流となっています。パンデミック前は、弁護士は、遠方でも裁判所に移動して、たとえ5分の裁判期日であっても、裁判所の法廷で相手方の弁護士・裁判官と直接対面をして口頭弁論をしていました。ところが、この法廷の空間が、約25㎝×15㎝四方（ノートパソコン画面の場合）のウェブ裁判に切り替わりました。移動時間の節約になり、便利な面は否定できないのですが、ウェブ裁判が弁護士と依頼者の皆様との間の信頼関係に及ぼす影響や裁判官の心証形成に及ぼす影響など、未検証の課題があります。折からウェブ会議先駆者である「Zoom（ズーム）」社が、自社従業員にリモートワークから出社義務づけへと方針変更するニュースが公表され、ウェブの限界も示されつつあります。対面とウェブの適切な役割分担は、「ポストコロナ」時代における司法の大きなテーマであり、多角的検証が求められています。

消費者契約法改正

弁護士
川﨑　慎一
Kawasaki Shinichi

昨年（2023年）6月1日から改正消費者契約法が施行されています。その要点は次のとおりです。

従前から、消費者の住居、勤務場所で契約締結の勧誘している場合に、消費者から退去を求められたにもかかわらず退去しなかったとき、消費者が契約締結の勧誘をされている場所から退去したいと言ったにもかかわらず退去させなかったときなどには、消費者はその契約を取り消すことができました。今回の改正では、これに加えて、①契約締結の勧誘をすることを告げずに、退去困難な場所に連れて行って勧誘したとき、②消費者が契約を締結するかどうかについて他の人に相談するために電話等で連絡したいと言ったのに、連絡を妨害したとき、③消費者が契約を締結するとの意思表示をする前に、契約の目的物の現状を変更するなどして、原状回復を困難にしたときにも契約を取り消すことができるようになりました。

また、従前から、事業者の故意、重過失による損害賠償義務を免除する特約は無効とされていましたが、事業者の責任を免除する条項は、軽過失の場合に限って免除される旨明記されていないと無効とされるようになりました。

歩く（歩む）ことについて

弁護士
田中　浩介
Tanaka Kosuke

弁護士「三団体」のうちの二団体の活動のお話です。青法協埼玉支部の活動は地道に続けているつもりです。事務局長を引き継いで下さった先生には、深く感謝しています。新事務局長のもと、一気に活性化しそうであり、私も、会議等々できるだけ参加したいと思います。そして、埼玉労働弁護団です。雇用されている人にとどまらず、フリーランス等、働く人の働き方の多様化（多様化「せざるをえない」ことが多いでしょうか）に伴って紛争も多様化しており、それらにも迅速適切な対応ができなければなりませんが、私が先頭に立ってとまではいえませんが、埼玉労働弁護団もその担い手になるよう努めていきたいと思います。歩みは止めず、緩めず、です。

という流れで、歩くことについて。以前、週に1日2日でも8,000歩以上歩くと健康に良い影響があるという研究結果が注目されましたが、最近の海外での研究によると、1日3,000歩の歩行でも健康上のリスクが低下するが、最も効果的な歩数は、1日8,800歩であり、また、速く歩く方が効果的なようです。歩く時間の確保が問題であり、Web期日（裁判）やWeb会議の増加など、仕事上「歩かなくて済む」傾向が強まっていますが、毎日それなりに歩く生活は続けたいものです。

「遺言書」作ってみませんか

弁護士
斉藤　耕平
Saito Kohei

最近、相続についてご相談を受ける機会が増えました。相続人の間で遺産の分け方についての意見がまとまらないという話を聞くにつけ、生前に遺言書さえ作っておけば揉めなかったのに、と思うことがよくあります。

言うまでもなく、自分の財産をどう使うかはその方の自由です。同じように、自分が亡くなった後に、遺産を誰に引き継がせるのかをあらかじめ決めておく方法が「遺言」です。遺言を作っておけば、疎遠な家族同士で遺産分割協議をしなければならない事態を回避したり、相続人でない人に遺産を残したりできるメリットがあります。

遺言は相続トラブルの予防にとても有効なツールなのですが、実際に遺言を作る人は1割程度と言われています。それほど遺産が多くなくても、相続人の人数が多くなくても、えてして相続トラブルは生じますので、現時点でご不安をお持ちであれば、お元気なうちに遺言書を作るべきだと思います。

なお、遺言書を作る場合には、公正証書として残しておくことをおすすめします。文案の作成や公証役場との調整、遺言執行者の就任等、弁護士がお力になれることが多くありますので、ぜひご相談ください。

Re-port

私達が考えていること、身の回りに起こったことなどをご報告します！

仁川弁護士会との交流

弁護士
小木　出
Ogi Izuru

2023年10月20日から、埼玉弁護士会と韓国の仁川弁護士会との交流会に、弁護士会副会長として参加し、韓国を訪問しました。この交流会は、1990年代から有志によって開始され、現在は、弁護士会の公式行事となっている長い歴史がある交流会です。

韓国に到着してから、仁川弁護士会館の見学、仁荷ロースクールでの国家人権委員会をテーマとした共同セミナー、仁川地方検察庁の訪問、江華歴史博物館等の江華島事件関連施設の見学、世界文字博物館の見学等、充実した2泊3日を過ごしました。

最も印象に残っているのが、仁川弁護士会の弁護士との懇親会での交流です。「爆弾酒」（韓国焼酎をビールで割ったもの）が名物であり、これを皆で乾杯し、飲み干していきます。飲みやすいマッコリも出てきたり、うなぎの食べ放題など豪勢な食事も次から次へと運ばれてきて、大変な歓待ぶりでした。

酔っぱらって記憶が怪しい部分もありますが、仁川弁護士会の皆様のおもてなしには心から感謝しています。片言でしか言葉は通じなくとも、懇親会を通じて、互いに理解しあえた気がしました。

２０２３年に始めたこと

弁護士
根本　明子
Nemoto Akiko

昨年初めのお便りで、「2021年に、健康維持のため、DVDを見ながら踊る運動を始めました」といったことを書きました。お恥ずかしいことに、数ヶ月しか続きませんでした。やはり、よほど好きなことでないと、一人で続けるというのは難しいものです。そういう訳で、2023年8月から、週２で、ヨガ教室に通い始めました。まだ3ヶ月も経たないので偉そうなことは言えませんが、やはり、仲間がいることに励まされます。

仕事面では、2023年から、ある機関で、公平中立な立場から、紛争解決をお手伝いする業務が始まりました。これまでは、お客様（一方当事者）の代理人として、基本的には、お客様の利益を最大化することを目指して活動していましたので、かなり立場が違います。物事は、立場によって見え方が違う、というのを実感する日々です。

2024年は、どんな新しいことが始まるでしょうか。いくつになっても、何か新しいことに挑戦したいと思います。

紛争・トラブルの「予防」という考え方

弁護士
古谷　直樹
Furuya　Naoki

今年も多くの方からご相談、ご依頼を受け、様々な交渉案件、訴訟案件等の対応をしてきましたが、未然に紛争を予防できるのであればそれに越したことはありません。

企業の法務業務には、予防法務という概念・考えがあります。一般的に予防法務とは、将来的に法的紛争が生じる状況を想定し、トラブルを未然に防ぐために対策を講じておくことをいいます。企業は常に契約違反や法令違反、情報漏洩など様々な法的リスクにさらされています。こうしたリスクは起こってしまってからでは回復が難しいものや解決に非常に大きなコストがかかるものも多いため、あらかじめ紛争やトラブルを防いでおくことが非常に重要であるという考えです。

この考えは、企業に限らず、個人の方にも意識していただけたらと思う点です。相続において親族間の紛争を回避したいのであれば、遺言書を作成し、自分の意思を明確に残しておくことが大事です。また、相続人らに相続手続き等を負担させたくないというのであれば、予め弁護士等を遺言の執行者に指定しておくことができます。弁護士の仕事は、何も紛争が起こってから始まるものではありませんので、紛争を未然に回避できる方策がないか思案することも弁護士の役割だと考えています。本年も、ご相談者、ご依頼者に最良の選択は何か模索しつつ、弁護士活動に邁進していく所存です。

Column　埼玉県議会虐待防止条例「改正」問題を振り返る

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）ができてから20年以上経ちますが、児童虐待は一向に減らず、児童虐待は社会問題であり続けています。

埼玉県も、2018年に、児童、高齢者、及び障害者に対する虐待の禁止等を定めた条例（埼玉県虐待禁止条例）を制定していますが、昨年、この条例を「改正」する議案（条例改正案）が県議会に提出されたものの、大きな批判が巻き起こり、「改正」が断念されるということがありました。条例改正案は何が問題だったのでしょうか。

児童虐待防止法は、児童虐待を禁止していますが（３条）、禁止される「児童虐待」は、親など（親権者等児童を現に監護する者）による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトの４種類です（２条）。これらをまとめて、「児童の福祉を著しく害する行為」のことを児童虐待ということもあります。児童虐待が確認された場合や、その強い疑いがある場合は、児童相談所など公的機関が、いちはやく介入し、児童を一時保護するなどをして、親と子が接触できないようにすることが多くあります。親権も、児童の権利も制約されますが、児童虐待は、児童の福祉を著しく害するからこそ、親権等の制約も正当化されるわけです。

ところが、条例改正案は、親などが、一定年齢までの児童を一人にしておくことを「放置」として禁止するというものでした。しかも、子どもだけの登下校や屋外での遊び、子どもの留守番も「放置」にあたると説明されていました。しかし、さまざまな事情によって児童が一人でいることはよくありますが、そのような場合に高い確率で児童の福祉が害されるわけではなく「子どもを一人にする＝児童虐待」とはいえません。また、子どもをいっときも一人にできないということでは、共働き家庭や片親の過程が過重な負担を強いられてしまい、この点でも、条例改正案は適切ではありませんでした。さらに、児童虐待防止法６条１項は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所等に通告しなければならないと定めていますが、条例改正案は、子どもの「放置」を発見した者が、通報・通告の義務を負うようにも読めるものであり、時に子どもを一人にすることを避けられない普通の子育てすら通報等されかねない点でも適切ではありませんでした。

条例改正案の問題点はこれ以外にも指摘されており、可決寸前まで進んだもののそれに至らなかったことは、県民等の声（世論）によって政治が動いた、変わったという、最近では珍しい、良い例だったのではないでしょうか。このような条例改正案が提出されるような県政でよいのかということも大きい問題ではないかと思われますが、ともかくも、民主主義が活きていることを確認できる一件でした。

最後に、児童相談所虐待対応ダイヤルは「１８９（いちはやく）」です。

弁護士　田中　浩介

埼玉東部登山部　上高地から北穂穂高岳へ

1日目　12時ころ河童橋を出たときは、雲は多めだが晴れていた。13時ころ明神のあたりで雷鳴が聞こえた。30分程後雨が降り始め、まもなく土砂降りとなった。徳沢でしばし雨宿り。20分ほどで小降りになったので、その日の宿横尾に向かう。横尾に着くころには、雨は上がっていた。

2日目　予報では今日も昨日と同じような天気だ。涸沢より上で雷雨に遭いたくないので、急いで登る。9時ころ涸沢まで来ると雲が出はじめた。12時半ころ山頂に到着。雲に覆われ展望はない。すぐそばの北穂小屋に入る。14時半ころ、雷鳴が聞こえ、まもなく土砂降り。雷雨の前に到着できたことに安堵する。夕方になって雲がとれはじめ、夕日に照らされた雲の向こうに槍ヶ岳があった。

3日目　朝は雲ひとつない晴天。青空の下に槍ヶ岳が見えた。13時ころ上高地に下山した。

部長　川﨑　慎一

特集 相　続

例年、相続に関するご相談は 多いのですが、近年は特に増えてきたように感じます。
そこで、相続に関する基本的な 情報をまとめましたので、ご活用ください。

1 相続手続きの基礎

1．相続放棄

まず、亡くなった方が多額の借金を抱えていた場合等は、相続放棄を検討します。相続放棄は、家庭裁判所に書面を提出して行います。相続放棄の期限は、原則、その方が亡くなったことと自分が相続人であることを知った時から３か月以内です。しかし、相続放棄前に、亡くなった方の財産を使ってしまった場合等は、相続放棄ができなくなりますので、ご注意ください。なお、３か月を経過しても相続放棄ができる場合もありますし、裁判所に申立てをすれば、検討期間を３か月以上に伸ばしてもらえることがあります。

ところで、そもそも、相続放棄は、亡くなった方の全ての権利義務を引き継がないという制度です。そのため、相続放棄では、「使っていない遠方の土地だけ放棄し、その他の遺産は取得したい」といった希望はかなえられません。この点、令和５年４月から、相続した土地について、一定の要件を満たした場合、国が引き取る制度が開始されましたので、この制度の利用が検討できます。

2．遺産分割協議、遺産分割調停・審判

他方、相続を承認した（相続放棄をしなかった）場合で、遺言がない場合は、相続人全員で、遺産の分け方を話し合い（遺産分割協議）をする必要があります。話し合いがまとまれば、遺産分割協議書を作成します。しかし、話がまとまらない場合は、家庭裁判所に、遺産分割調停を申立て、話し合いの場を裁判所に移します。そこでも話し合いがまとまらない場合は、調停は不成立となり、審判手続きに移行し、裁判官による判断（審判）がなされます。

なお、遺産分割自体に期限はありませんが、土地の相続登記については、令和６年４月から、土地を相続したことを知った日から３年以内に行うことが法律上の義務になります。そのため、話し合いが長期化しそうな場合は、先に相続登記をするのが良いでしょう。

3．遺留分侵害額請求

一定の相続人には、遺産の一定割合が保障されています（遺留分）。そのため、亡くなった方が「財産を全て長男に相続させる」といった不公平な遺言を残した場合でも、配偶者や長男以外の子どもたちには、一定額が保障されます。ただし、不公平な遺言があること等を知った時から１年以内に、遺産を受け取った者（上記の例では長男）に対し、遺留分侵害額請求を行わないと、権利が消滅しますので、ご注意ください。

※上記の情報は、よくある事例を元に、分かりやすさを優先して記載したものですので、必ずしも全ての事案にあてはまるものではなく、個別の案件についてはご相談ください。

弁護士　根本　明子

2 身近な遺言制度の豆知識

相続が開始した際に、まず最初に問題となるのは、遺言書の存否です。遺産分割の話し合いを進めてから遺言書が発見されますと、続けてきた協議が無駄になりかねません。自筆の遺言書であれば、相続人の中に預かっている人物がいないか、生前から付き合いのある士業（弁護士、税理士、司法書士等）が作成に関与していないか確認してみるのも良いでしょう。公正証書遺言であれば、お近くの公証役場に問い合わせることで、調べることができます。「公正証書遺言があるかもしれないけど、どこの公証役場で作ったかわからない。」と相談を受けますが、作成した公証役場でなくても、公正証書遺言の有無を検索してもらうことが可能ですので、相続が開始しましたら一度確認されることをお勧めします。

そして、遺言の新たな保管制度として、法務局における自筆証書遺言書保管制度が令和2年7月から開始しています。この保管制度とは、遺言書保管法（法務局における遺言書の保管等に関する法律）により定められた、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管し、保管申請に際し遺言書保管官が自筆証書遺言の方式に関する外形的な確認等を行う制度です。これまで自宅で保管されることの多かった自筆証書遺言書の紛失、改ざんや相続人に発見されないおそれなどの問題点を解消しており、保管申請にかかる手数料が3,900円のみであり、お近くの法務局で保管申請ができることから、利用する一定のメリットもあるかと思います。

もっとも、弁護士目線で考えますと、従来から利用されています公正証書遺言に勝る点は少ないので、依然として遺言の作成手段としては

公正証書遺言がベストであると思われます。というのも、保管制度の対象はあくまで自筆証書遺言ですので、遺言の内容面に関する第三者チェックが行われない恐れが残ります。相続時に、相続人間でスムーズな手続きを進めるには、やはり専門家に相談の上、納得のできる公正証書遺言書を作成した方が良いでしょう。参考までに、近年の各遺言書作成件数を掲載しておきます。

●公正証書遺言書の作成件数

令和４年11万1,977件、
令和３年10万6,028件
（出典：日本公証人連合会作成「令和4年の遺言公正証書の作成件数について」）

●自筆証書遺言書保管制度の申請件数

令和４年１万6,802件、
令和３年１万7,002件
（出典：法務省民事局作成「遺言書保管制度の利用状況」）

弁護士　古谷　直樹